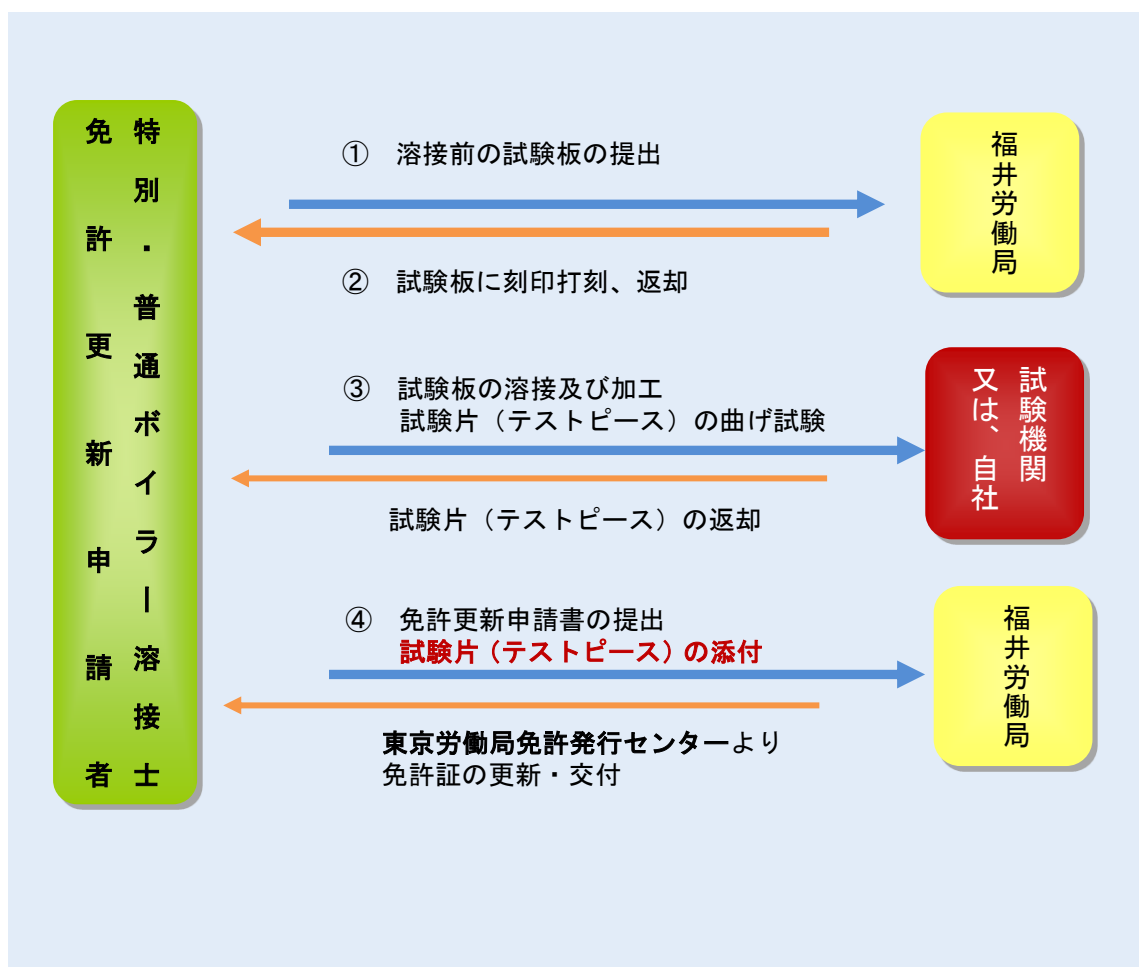


# 普通ボイラー溶接士の 免許更新申請の手続きについて

## 試験片（テストピース）による更新手続きについて

（申請先：申請者の住所地を管轄する都道府県労働局または対象免許を受けた都道府県労働局）



詳しい内容については、2ページ目以降に記載しています。

# 福井労働局

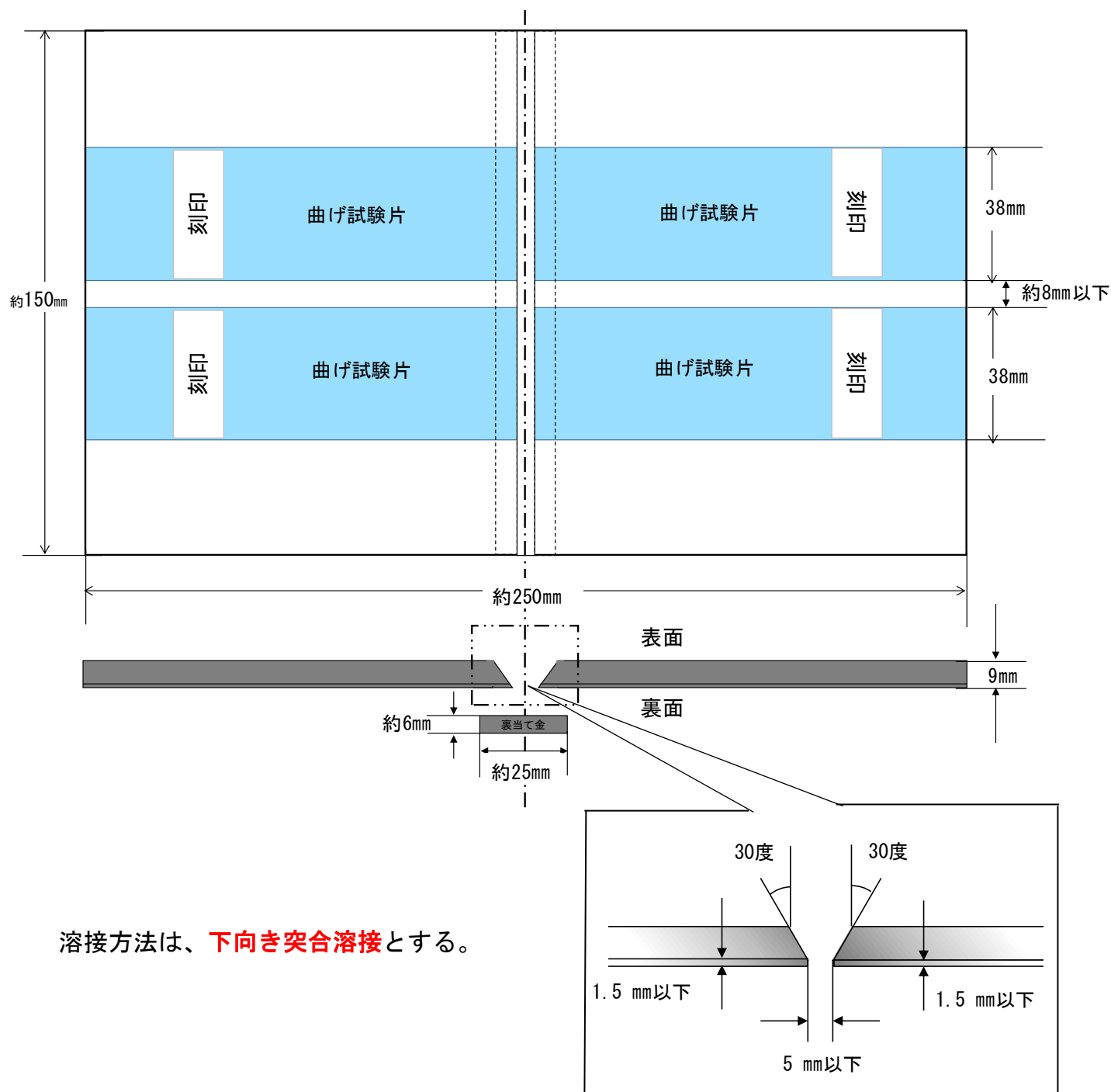
## 普通ボイラー溶接士

### ① 試験板の用意

使用する鋼板（以下「試験板」という。）は、下記のいずれかに該当する鋼板とする（ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程（以下「免許規程」という。）第13条）。

- JIS G 3103-1966（ボイラ用圧延鋼材）に定める鋼板二種の規格に適合するもの。〔SB材〕
- JIS G 3106-1970（溶接構造用圧延鋼材）に定める一種の規格に適合するもの。〔SM材〕
- JIS G 3101-1970（一般構造用圧延鋼材）に定める鋼板二種の規格に適合するもの。〔SS材〕

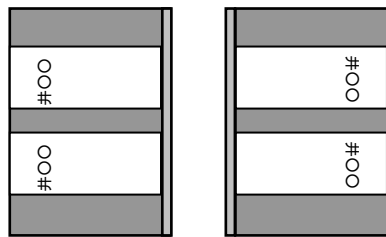
普通ボイラーの試験板の形状及び寸法は以下の図のとおりとしてください（免許規程第14条、16条）。



溶接方法は、**下向き突合溶接**とする。

## ② 溶接前の試験板の提出等

申請者は、試験板とボイラー溶接士免許証を福井労働局に持参してください。  
福井労働局において、試験板表面に刻印を打刻し、申請者に試験板を返却します。  
打刻処理は溶接士免許証有効期間の**2か月前**から受付けています。



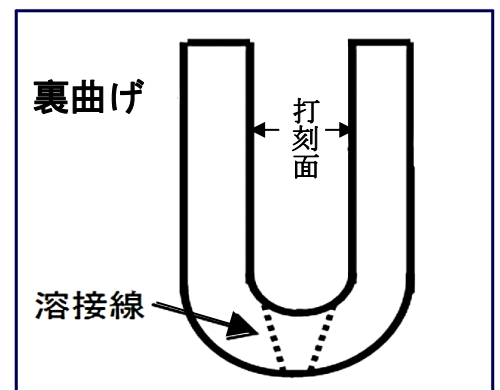
刻印は福井の「井」免許証番号下2桁

## ③ 試験板の溶接及び加工・試験片の曲げ試験

申請者は、免許規程に定めるところにより、試験板を溶接及び加工（規定の幅に切断、裏当て金を除去）して試験片（テストピース）を作成し、曲げ試験（JIS Z3122）を行ってください。

普通ボイラー溶接士は**裏曲げ**試験を行ってください。

（溶接面の狭い側が外側になり刻印が内側になります。）



## ④ 免許更新申請書の提出

免許更新申請は有効期限の**1か月前**から受付けています。

曲げ試験の合否判定は福井労働局で判断します。

合格であれば申請書を受付けます。

申請は、**申請者本人**が福井労働局に次の書類等を提出して免許更新申請を行います。



+



+



曲げ試験した試験片（テストピース）1個  
福井労働局にて合否判定

### 更新申請に必要なもの

ア 免許更新申請書〔写真1枚、収入印紙1,500円を申請書裏面に貼付してください。〕

イ 曲げ試験を行った試験片（テストピース）1個〔合否判定後お返しします。〕

ウ 専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒〔切手460円分を貼付してください。〕

エ 現在お持ちの免許証〔新免許証交付まで使用される方は窓口で相談してください。〕

### ※注意点

溶接表面については、溶接線が判別できる程度の荒仕上とし、必要以上の研磨加工は行わないでください。

<p>合格 問題なし</p>	 <p>溶接部</p>	
<p>不合格</p>	 <p>特殊な割れ</p>	 <p>大きな割れ</p>
	 <p>連続する割れ</p>	 <p>溶け込み不良とブローホール</p>

○ 次のいずれかの欠陥がある場合は**不合格**になります。

- 3.2 mm以上の割れがある場合
- 割れの長さが3.2 mm以下でもその合計の長さが7 mmを超える場合
- 小割の数が10個以上ある場合
- ブローホールの数が10個を超える場合
- アンダカット、溶込み不良又はスラグ巻込みが著しい場合

問い合わせ先

福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階  
 福井労働局 労働基準部 健康安全課 TEL 0776-22-2657